

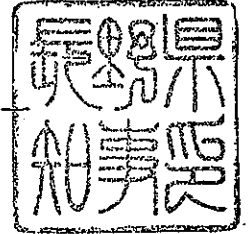


5こ家第376号

令和6年(2024年)1月18日

長野県社会福祉審議会委員長 様

長野県知事 阿部 守



長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (諮問)

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第62条第1項の規定により、都道府県は国が定める基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

現在、2020年度(R2)を始期とする第二期計画期間中であり、当該計画は2024年度(R6)で終了することから、2025年度(R7)を始期とする第三期計画を策定する必要があります。

つきましては、当県における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に向けた今後の目標や施策を示す第三期計画の策定に当たり、同法第62条第5項の規定により、貴審議会の意見を求めます。